

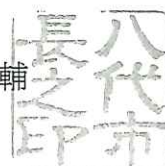
## 一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所：八代市鏡町鏡村33番地6  
法人名・屋号：株式会社 津田  
代表者氏名：代表取締役 田村 勇喜  
事業所所在地：八代市新港町二丁目4-4

令和7年12月19日受理の一般廃棄物収集運搬業更新申請については、  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第7条第5項の規定に基づき、  
次の条件を付して許可する。

令和 8年 3月 27日

八代市長 小 野 泰 輔



1. 業 種 一般廃棄物処理業（収集運搬）
2. 一般廃棄物の種類  
事業活動に伴い発生した一般廃棄物（ごみ）
3. 積替え保管の有無 【 無 】
4. 許可期間 令和 8年 4月 1日から令和10年 3月31日まで
5. 許可区域の範囲 八代市内全域とする。
6. 運行中は飛散しないように覆いをする事。
7. 搬入する施設は、下記のとおりとする。  
(1) 八代市環境センター  
(2) 一般廃棄物処分業の許可を有する施設及び家電リサイクル法に定める施設等
8. 施設に搬入する場合は、燃えるごみ、資源物を分けて搬入し、処理が困難な物を搬入しないこと。
9. 施設内においては、係員の指示に従うこと。
10. 容器包装リサイクル法に基づく分別収集に協力すること。
11. 法第7条の4及び第7条の5並びに法施行規則第2条の2に定める基準に適合しなくなったときは市長は許可を取消することができる。